

# 1 組 織



## ○御殿場市防災会議条例

昭和37年9月28日  
条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、御殿場市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 御殿場市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会議を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者を委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の長又はその指名する者
- (2) 御殿場市を担当区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する者
- (3) 静岡県知事の部局で、本市を担当する機関の長又はその指名する者
- (4) 静岡県御殿場警察署の署長
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 御殿場市教育委員会教育長
- (7) 御殿場市・小山町広域行政組合消防長及び御殿場市消防団長
- (8) 市の区域において業務を行う法第2条第5号に規定する指定公共機関又は同条第6号に規定する指定地方公共機関の長又はその指名する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者から市長が指名するもの
- (10) その他市長が特に必要と認めたる者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月15日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年6月17日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月10日条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月17日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○御殿場市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市防災会議条例(昭和37年御殿場市条例第26号)第5条の規定に基づき、御殿場市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 御殿場市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(4) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、会議に必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市長が定める課において処理する。

附 則

この訓令乙は、平成7年6月1日から施行する。

## 御殿場市防災会議委員

NO.	区分	条 例	役 職 名
1	会長	3条2項1号	御殿場市長
2	委員	5項1号	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長
3	委員	2号	陸上自衛隊第34普通科連隊第3中隊長
4	委員	3号	静岡県沼津土木事務所御殿場支所長
5	委員	3号	静岡県御殿場健康福祉センター所長
6	委員	4号	静岡県御殿場警察署長
7	委員	5号	御殿場市副市長
8	委員	5号	御殿場市副市長
9	委員	5号	御殿場市危機管理監
10	委員	5号	御殿場市企画部長
11	委員	5号	御殿場市総務部長
12	委員	5号	御殿場市市民部長
13	委員	5号	御殿場市健康福祉部長
14	委員	5号	御殿場市環境部長
15	委員	5号	御殿場市産業スポーツ部長
16	委員	5号	御殿場市都市建設部長
17	委員	5号	御殿場市会計管理者
18	委員	6号	御殿場市教育長
19	委員	7号	御殿場市・小山町広域行政組合消防長
20	委員	7号	御殿場市消防団長
21	委員	8号	中日本高速道路株式会社東京支社 御殿場保全・サービスセンター所長
22	委員	8号	西日本電信電話株式会社静岡支店長
23	委員	8号	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社長
24	委員	8号	東海旅客鉄道株式会社御殿場駅長
25	委員	9号	御殿場市議会議長
26	委員	9号	御殿場市議会総務委員長
27	委員	9号	御殿場市医師会長
28	委員	9号	御殿場市自主防災会連合会長
29	委員	9号	富士伊豆農業協同組合 御殿場地区本部 本部長
30	委員	9号	御殿場市商工会長
31	委員	9号	御殿場市婦人会連絡協議会長
32	委員	10号	御殿場市教育部長
33	委員	10号	御殿場市議会事務局長
34	委員	10号	御殿場市・小山町広域行政組合事務局長

## ○御殿場市災害対策連絡会議規程

平成8年1月17日

訓令甲第1号

(設置)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害に対し、予防及び応急対策並びに復旧復興計画について調査研究するため、御殿場市災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 災害対策に関する情報を収集・交換し、整理すること。
- (2) 災害対策の現状及び問題点を整理すること。
- (3) 地域防災計画及び水防計画の見直しの推進に関すること。
- (4) 防災訓練計画原案の策定に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる職にある者で組織する。

(会長)

第4条 会長は、危機管理監をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、公表の日から施行する。

(御殿場市地震対策連絡会議規程の廃止)

2 御殿場市地震対策連絡会議規程(昭和52年御殿場市規程第2号)は、廃止する。

附 則(平成14年3月29日訓令甲第5号)

この訓令甲は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令甲第5号)

この訓令甲は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月8日訓令甲第11号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令甲第8号)

この訓令甲は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令甲第7号)

この訓令甲は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日訓令甲第5号)

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令甲第8号)

この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日訓令甲第6号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

## 御殿場市災害対策連絡会議委員名簿

区分	所 属	職 名	備 考
会長	危機管理課	危機管理監	
委員	企画部	秘書課長	
委員	//	企画課長	
委員	//	魅力発信課長	
委員	//	演習場涉外課長	
委員	総務部	総務課長	
委員	//	人事課長	
委員	//	財政課長	
委員	//	管財課長	
委員	//	課税課長	
委員	市民部	市民協働課長	
委員	健康福祉部	社会福祉課長	
委員	//	保育幼稚園課長	
委員	//	健康推進課長	
委員	//	救急医療課長	
委員	環境部	環境課長	
委員	//	上水道課長	
委員	//	下水道課長	
委員	産業スポーツ部	農政課長	
委員	//	商工振興課長	
委員	都市建設部	建築住宅課長	
委員	//	道路河川課長	
委員	//	管理維持課長	
委員	支所代表	御殿場地域振興センター所長	
委員	教育委員会	教育総務課長	
委員	//	学校教育課長	
委員	広域行政組合	庶務課長	
委員	消防本部	警防課長	

## ○御殿場市災害対策本部条例

昭和37年9月28日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、御殿場市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月15日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月15日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月17日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○御殿場市災害対策本部運営要領

## (目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条及び御殿場市災害対策本部条例(昭和37年御殿場市条例第27号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、御殿場市災害対策本部(以下「対策本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

## (組織及び分掌事務)

第2条 市役所に設置する、対策本部にその事務を処理するため、別表1に掲げる本部室、部及び支部を置く。

2 本部室に、その事務を処理するため、別表2に掲げる班(以下「本部室付各班」という。)を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

3 各部に別表3に掲げる班を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

4 各支部に支部長その他の職員を置き、別表4の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

5 本部長は、災害地において本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を置くことができる。

## (副本部長)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときは、御殿場市副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序に関する規則(平成19年規則第5号)第4条に定める順位によりその職務を代理する。また、副本部長に事故があるときは、危機管理監以下各部長が御殿場市部等設置条例(昭和57年御殿場市条例第22号)第1条に定める部の順位によりその職務を代理する。

## (危機管理監)

第3条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部長に代わって本部員及び本部室付班長を指揮し、災害対策本部の事務を処理する。

## (本部員)

第4条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表5に掲げる者をもって充てる。

## (本部室)

第5条 本部室は本部長、副本部長、危機管理監、本部員、本部総括班長、本部秘書班長、本部対応班長、本部動員班長、本部財政班長、本部情報班長、本部広報班長、本部避難所支援班及び本部救援物資班をもって構成する。

2 本部室の構成員は、対策本部が設置されたときは、本部室に参集する。

3 本部長は本部室を主掌、重要な災害対策について協議する。

4 危機管理監は、災害対策の協議について、総合調整にあたる。

## (本部室付各班等)

第6条 本部室付各班は、本部長及び本部室の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。

2 本部員付連絡員は、所属本部と災害対策本部室との連絡、所属本部員の指示及び総括班長からの依頼の対応を行う。

3 本部室付各班及び本部員付連絡員は、別表2に掲げる職員(以下「本部室付職員」という。)をもって構成し、関係部局長があらかじめ定めておくものとする。

ただし、本部長は、状況により別表2の定めにかかわらず本部室付職員の構成を変更することができる。

4 前項に定める職員は、対策本部が設置されたときは、直ちに本部室に参集する。

## (部長及び班長等)

第7条 本部室付各班に班長を置き、部に部長を、班に班長を置く。

2 部長は、別表3の部長欄に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 本部室付各班の班長並びに各部各班の班長は、別表2及び3の班長欄に掲げる職にある者をもって充て、それぞれ部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。

4 各部各班の職員は、前項に定める班長が所管する課の職員をもって充てる。

5 支部長は、別表4の支部長欄に掲げる職にある者をもって充て、支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 支部職員は、別表4の支部職員欄に掲げる支所職員及び派遣職員をもって充てる。

7 支部員は、別表4の支部員欄に掲げる者をもって充てる。

(配備体制)

第8条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で対策本部が設置されていないときは、別表6に掲げる職員配備体制をとる。

2 災害対策本部が設置されたときは、状況に応じ、別表6に定める職員配備体制をとる。

3 本部室の構成員、本部室付職員、支部長並びに各部及び支部の職員のうち、災害応急対策を実施するための要員としてあらかじめ定められた者は、対策本部が設置されたときは、直ちに登庁するものとする。対策本部の設置が非常体制の場合には、本部職員及び支部職員は、直ちにあらかじめ定められた勤務所に登庁するものとする。

4 勤務時間外、勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

5 対策本部が設置されたのち、本部長、副本部長、危機管理監、部長、支部長及び班長が配備に就くまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(緊急災害対策支援の業務に従事する職員の派遣)

第9条 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、緊急災害支援の業務に従事する職員を必要に応じ支部等に派遣することができる。

(本部員会議等)

第10条 本部長は、災害応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所掌業務に関する災害応急対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。

4 本部長は、市の災害応急対策について協議するため、部長会議を招集する。

5 危機管理監は、災害応急対策について各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

6 班長会議の構成は、協議内容に応じてそのつど危機管理監が定める。

7 支部長は、支部の災害応急対策について協議するため、必要に応じて支部会議を招集する。

8 支部会議は、支部長、支部員及び支部職員をもって構成する。

(対策本部の廃止)

第11条 本部長は、災害による危険がなくなったと判断したとき、又は、災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第12条 本部長は、対策本部を設置又は、廃止したときは、次に掲げるもののうち必要と認めるものに通知する。

(1) 県の災害対策本部長

(2) 本部員又は防災関係機関の長

(3) 支部長

(4) 報道関係機関

(5) その他必要と認める機関

(現地災害対策本部)

第13条 本部長は、災害地において人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するため必要と認められた場合には、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

2 現地本部は災害地を主な所轄とする支部に設置する。その際は、当該支部の組織は現地本部に包含されるものとする。

3 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)は、現地本部の設置場所に「御殿場市災害対策本部現地災害対策本部」の表示をする。

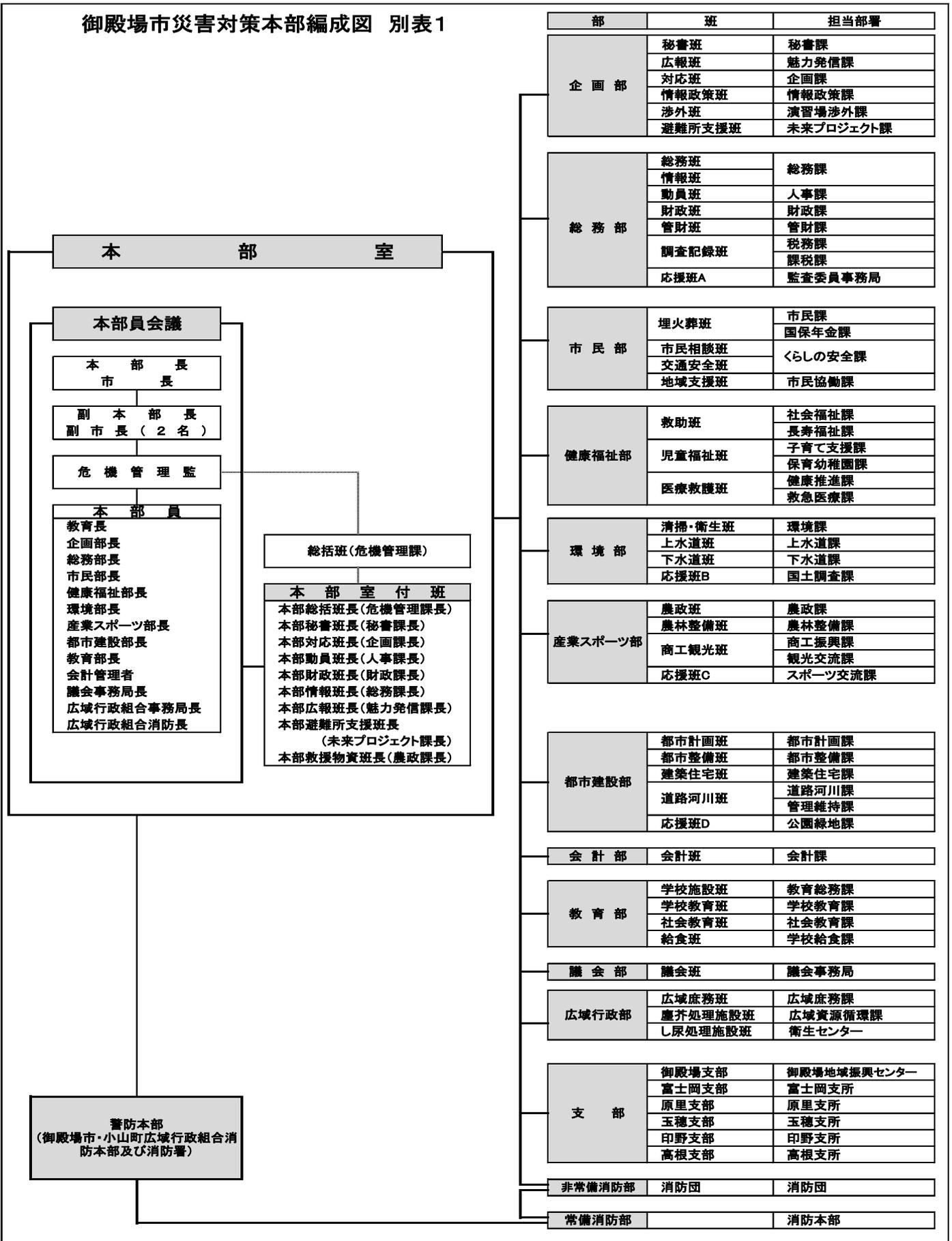
(現地本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員等)

第14条 現地本部に現地本部長、現地災害対策副本部長(以下「現地副本部長」という。)及び現地災害対策本部員(以下「現地本部員」という。)を置く。

2 現地本部長は、副本部長、本部員又は支部長のうちから本部長の指名する者をもって充てる。現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

- 3 現地副本部長は、本部員又は支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。  
現地副本部長は現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 現地本部員は、本部員又は支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部の職員は、本部室付職員及び各部各班の職員のうちから本部長が指名する者並びに現地本部を設置した支部の職員をもって充てる。  
(現地本部長の権限)
- 第15条 本部長は、現地本部を置いたときは、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。
- 2 現地本部長は、前項で委任された権限の範囲において現地本部を設置した支部の支部長並びに任務の遂行に当たり必要な支部の支部長及び防災関係機関に対し、必要な指示をすることができる。  
(現地本部の廃止)
- 第16条 本部長は、現地における応急対策が概ね完了したと判断した場合に、現地本部を廃止する。  
(関係機関への通知)
- 第17条 第12条の規定は、本部長が現地本部を設置し、又は廃止したときに準用する。  
(防災関係機関との連絡等)
- 第18条 本部長は、防災関係機関と常に密接な連絡を図り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、協力を要請するものとする。
- 2 本部長は、必要に応じ市防災会議を招集し、災害応急対策の連絡調整等を行う。この場合、招集する防災会議の委員は、本部長が必要と判断した範囲の者とする。  
(勤務時間外等における職員の措置)
- 第19条 本部職員及び支部職員は勤務時間外又は休日等において対策本部又は支部の設置を知ったときは、それぞれの所属所に登庁若しくは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとする。
- 2 本部職員及び支部職員は登庁又は所属長に連絡できない場合は、あらかじめ定められている市の機関に登庁して、当該機関の長の指示を受けるものとする。  
(本部員及び職員の心構え)
- 第20条 本部員、本部職員及び支部職員は、対策本部及び支部が発し又は受領する報告、要請、指示、連絡等並びに対策本部及び支部の実施する災害応急対策の内容については、所定の様式により記録しておくものとする。  
ただし、その内容が軽易な場合は、この限りでない。
- 2 前項の記録は、災害応急対策が完了し、当該記録が不要になるまで対策本部又は支部においてこれを保存しなければならない。
- 3 本部職員及び支部職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
- 4 本部職員及び支部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、対策本部又は支部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- 5 本部職員及び支部職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。  
(補則)
- 第21条 前各条に定めるもののほか、対策本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

御殿場市災害対策本部編成図 別表1



## 御殿場市災害対策本部 本部室付各班事務分掌及び職員構成

班名	班長相当職	事務分掌	構成員等
本部 総括班	危機管理課長	1 災害対策本部の運営に関する事。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関する事。 3 支部との連絡調整に関する事。 4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関する事。 5 地域防災無線の統制運用に関する事。 6 市民からの電話対応、情報の収集に関する事。	6名（班長を含む。）及び総括班指名職員
本部 秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	2名（班長含む。）
本部 対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関する事。 2 応急対応策（案）の策定に関する事。 3 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関する事。	2名（班長含む。）
本部 動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整（避難所、各支部への派遣など）に関する事。 2 他市町村等に対する応援派遣及び、他市町村からの派遣受入れに関する事。 ③ 職員の健康管理に関する事。 ④ 職員の災害補償に関する事。	2名（班長含む。）
本部 財政班	財政課長	1 災害対策の予算措置に関する事。 ② 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関する事。 ③ 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関する事。	3名（班長、管財課職員含む。）
本部 情報班	総務課長	1 市内の被害情報などの収集及び分析に関する事。 2 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関する事。	2名（班長含む。）
本部 広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への災害関連情報、その他の情報伝達に関する事。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関する事。 ③ 同時通報無線の統制運用に関する事。	2名（班長含む。）
本部 避難所 支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の運営支援に関する事。 2 協定（福祉）避難所との調整に関する事。 3 避難所の応急危険度判定に関する事。 4 避難所応急危険度判定及び施設管理者との調整に関する事	7名（班長並びに社会福祉課、介護福祉課、建築住宅課及び教育総務課職員含む）
本部 救援物 資班	農政課長	1 支援物資の受け入れ及び配分に関する事。 2 備蓄品の再配分・移管に関する事。 3 緊急（物資）輸送の実施に関する事。 4 物資集積所の開設・管理に関する事	4名（班長並びに商工振興課及び観光交流課職員含む）
本部員 付連絡 員	各本部員	1 所属本部と災害対策本部室との連絡に関する事。 2 その他所属本部員の指示及び総括班長からの依頼に関する事。	各本部員に1名

\*○は、通常業務と兼ねているもの

\*各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。

\*本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。

\*総括班指名職員は、危機管理課などの勤務経験者とし、年度当初に指名する。災害対策本部が設置された際は、総括班で勤務する。

御殿場市災害対策本部（部及び班）の編成及び事務分掌

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
危機管理課	危機管理監	総括班	危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の運営に関する事。</li> <li>2 国及び県、関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 支部との連絡調整に関する事。</li> <li>4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関する事。</li> <li>5 地域防災無線の統制運用に関する事。</li> <li>6 市民からの電話対応、情報の収集に関する事。</li> </ol>
企画部	企画部長	秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
		広報班	魅力発信課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への災害関連情報、その他の情報伝達に関する事。</li> <li>② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関する事。</li> <li>③ 同時通報無線の統制運用に関する事。</li> </ol>
		対応班	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関する事。</li> <li>2 応急対応策（案）の策定に関する事。</li> <li>3 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関する事。</li> </ol>
		情報政策班	情報政策課長	① サーバ、LANの管理及び情報ツールの確保に関する事。
		渉外班	演習場 渉外課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 派遣自衛隊との連絡調整、配置状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 ヘリポートの開設に関する事。</li> <li>3 演習場の一時使用に関する事。</li> </ol>
		避難所支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の運営支援に関する事。
総務部	総務部長	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧の実施促進に関する事。</li> <li>② 他の部に属さないこと。</li> <li>③ 部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>
		情報班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の被害情報などの収集及び分析に関する事。</li> <li>2 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関する事。</li> </ol>
		動員班	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員及び調整（避難所、各支部への派遣など）に関する事。</li> <li>2 他市町村等に対する応援派遣及び、他市町村からの派遣受入れに関する事。</li> <li>③ 職員の健康管理に関する事。</li> <li>④ 職員の災害補償に関する事。</li> </ol>
		財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の予算措置に関する事。</li> <li>② 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関する事。</li> <li>③ 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関する事。</li> </ol>
		管財班	管財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 庁舎の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置に関する事。</li> <li>2 本部電話の設置（接続）依頼及び災害優先電話の管理に関する事。</li> <li>3 庁舎自衛消防隊に関する事。</li> <li>4 職員及び来庁者への広報に関する事。</li> </ol>

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
		調査記録班	税務課長 及び 課税課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害状況（固定資産）の調査に関する事。</li> <li>2 被害者及び家屋の被害調査に関する事。</li> <li>3 被災者台帳の調製に関する事。</li> <li>4 り災証明書の発行に関する事。</li> <li>5 軽自動車の廃車手続きに関する事。</li> </ol>
		応援班	監査委員 事務局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の班の応援に関する事。</li> </ol>
市民部	市民部長	埋火葬班	市民課長 及び 国保年金課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関する事。</li> <li>② 国民健康保険・後期高齢者医療に関する事。</li> <li>③ 遺体の措置に関する事。</li> <li>④ 埋火葬の手続きに関する事。</li> <li>⑤ 他の班の応援に関する事。</li> </ol>
		市民相談班	くらしの安全 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種相談に関する事。</li> <li>② 消費者保護に関する事。</li> </ol>
		交通安全班		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 交通指導員との連絡調整に関する事。</li> <li>② 交通情報の収集に関する事。</li> </ol>
		地域支援班	市民協働課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧の実施促進に関する事。</li> <li>2 災害ボランティア本部（センター）との連絡調整に関する事。</li> <li>3 国際交流協会との連絡調整に関する事。</li> </ol>
健康福祉部	健康福祉部長	救助班	社会福祉課長 及び 長寿福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>3 応急救護を要すると認める者の救護に関する事。</li> <li>4 避難地、避難所における応急相談に関する事。</li> <li>5 協定（福祉）避難所との調整に関する事。</li> <li>6 要配慮者の安否確認及び支援に関する事。</li> <li>7 応急仮設住宅への入居に関する事。</li> <li>8 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>9 災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関する事。</li> <li>10 罹災低所得者の救護対策に関する事。</li> <li>11 部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>
		児童福祉班	子育て支援 課長 及び 保育幼稚園 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 児童福祉施設の児童の避難及び保護者への引渡しに関する事。</li> <li>3 児童福祉施設の児童の避難状況の取りまとめに関する事。</li> <li>4 り災児童の救護に関する事。</li> <li>5 り災母子世帯の救護に関する事。</li> </ol>

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
		医療救護班	健康推進課長 及び 救急医療課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療救護に関する事。</li> <li>2 医療救護班の編成に関する事。</li> <li>3 医療救護所の開設・運営に関する事。</li> <li>4 医療救護所の医薬品等の準備に関する事。</li> <li>5 広域応援部隊（医療関係）の受け入れ・運用に関する事。</li> <li>6 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>7 収容可能医療機関の把握に関する事。</li> <li>8 医療薬品及び衛生資材の調達に関する事。</li> <li>9 感染症患者の隔離収容に関する事。</li> <li>10 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、助産師会及び御殿場健康福祉センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>11 医療救護本部との調整に関する事。</li> </ol>
環境部	環境部長	清掃・衛生班	環境課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>② 廃棄物の処理に関する事。</li> <li>3 処理施設及び処分地の確保に関する事。</li> <li>4 広域行政部との連絡調整に関する事。</li> <li>5 一般廃棄物（し尿）処理業者との連絡調整に関する事。</li> <li>⑥ 公衆衛生（防疫）に関する事。</li> <li>7 仮設トイレの設置に関する事。</li> </ol>
		上水道班	上水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水計画に関する事。</li> <li>2 飲料水の確保対策及び給水活動体制に関する事。</li> <li>3 上水道施設の被害調査及び災害応急復旧の実施に関する事。</li> <li>4 上水道水源確保に関する事。</li> <li>5 応急復旧作業隊の編成及び出動に関する事。</li> <li>⑥ 指定工事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>7 復旧用及び応急復旧用資材の確保に関する事。</li> </ol>
		下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 下水道工事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>3 応急復旧用資材の調達に関する事。</li> </ol>
		応援班	国土調査課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の活動記録に関する事。</li> <li>2 他の班の応援に関する事。</li> </ol>
産業スポーツ部	産業スポーツ部長	農政班	農政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>② 農業関係被害の調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>3 農業・林業関係の激甚災指定の取りまとめに関する事。</li> <li>4 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>5 主食、副食、調味料の調達及びあっせんに関する事。</li> <li>6 支援物資の受け入れ及び配分に関する事。</li> <li>7 農家に対する災害金融に関する事。</li> <li>⑧ 家畜伝染病予防に関する事。</li> <li>9 部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>
		農林整備班	農林整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 農道、農業用施設、林道、治山及び林業関係の被害調査に関する事。</li> <li>③ 森林組合との連絡調整に関する事。</li> <li>④ 森林火災に関する事。</li> </ol>

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
		商工観光班	商工振興課長 及び 観光交流課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 生活必需品等応急物資の調達及びあっせんに関する事。</li> <li>3 生鮮食料品等の調達及びあっせんに関する事。</li> <li>4 支援物資の受け入れ及び配分に関する事。</li> <li>5 中小企業関係の激甚災指定の取りまとめに関する事。</li> <li>6 中小企業に対する災害金融に関する事。</li> <li>7 商工会等関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>8 商工業等の災害応急復旧の実施促進に関する事。</li> <li>9 生活関連物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策に関する事。</li> <li>10 帰宅困難者への対応に関する事。</li> </ol>
		応援班	スポーツ交流課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 他の班の応援に関する事。</li> </ol>
都市建設部	都市建設部長	都市計画班	都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工中の開発行為の被害調査に関する事。</li> <li>2 復興都市計画の策定促進に関する事。</li> <li>3 部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>
		都市整備班	都市整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 施工中の施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> </ol>
		建築住宅班	建築住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工中の建築物の災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 応急仮設住宅の建築・維持補修に関する事。</li> <li>3 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談指導に関する事。</li> <li>4 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>5 建築士会等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 応急危険度判定に関する事。</li> <li>7 住宅関係金融に関する事。</li> </ol>
		道路河川班	道路河川課長 及び 管理維持課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 道路・橋梁・河川等土木施設関係の被害調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事。</li> <li>3 応急復旧用土木資機材等の確保に関する事。</li> <li>4 建設業協会との連絡調整、応急復旧作業隊の編成及び出動の準備に関する事。</li> <li>5 道路の交通規制に関する事。</li> <li>6 緊急輸送路、幹線道路の確保に関する事。</li> <li>7 施工中の施設の地震防災対応対策の実施促進に関する事。</li> </ol>
		応援班	公園緑地課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 他の班の応援に関する事。</li> </ol>
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策に伴う経費の収支に関する事。</li> <li>2 義援金品の受付、受領及び一時保管に関する事。</li> <li>3 義援金品の配分委員会に関する事。</li> </ol>
教育部	教育部長	学校施設班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する事。</li> <li>2 部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
		学校教育班	学校教育課長	1 幼稚園児・児童・生徒の避難及び保護者への引渡しに関する こと。 2 応急教育に関すること。 3 災害用教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。 4 休校その他学校等の管理に関すること。 5 幼稚園児・児童・生徒の避難状況の取りまとめに関すること。
		社会教育班	社会教育課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 文化財の被害調査に関すること。
		給食班	学校給食課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 食料の調達及び支給に関すること。 3 職員の給食に関すること。
議会部	議会事務局長	議会班	議事課長	1 議員との連絡に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 議会の調査活動に関すること。
広域行政部	広域行政組合事務局長	広域庶務班	庶務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 市民部、環境部との連絡調整に関すること。 3 小山町（副管理者、総務課）及び広域行政組合議会議員との 連絡調整に関すること。 4 斎場の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 5 所管施設の被害状況調査の取りまとめ及び代替施設の確保に 関すること。
		塵芥処理施設班	資源循環課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 代替施設の確保に関すること。
		し尿処理施設班	衛生センター所長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 代替施設の確保に関すること。

\* 警防本部の編成及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署警防規程による

\* ○は、通常業務と兼ねているもの

別表 4

## 御殿場市災害対策本部支部の編成及び事務分掌

支部名	支部長	支部員	支部職員	事務分掌
御殿場支部 (御殿場地域 振興センター)	所 長	消防団第 1 分団 分団長 副分団長 本部班長	センター 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事 3 対策本部との連絡調整に関する事 4 地震関連情報、気象情報及び支部管内の災害情報の収集・分析及び伝達に関する事 5 各種被害等（人命救助・行方不明者の捜索等）への対応に関する事 6 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関する事 7 消防指揮本部との連絡調整に関する事 8 避難地・避難所の管理に関する事 9 災害時における地区防災倉庫等の備蓄品の自主防災会等への引き渡しに関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事
富士岡支部 (富士岡支所)	支所長	消防団第 2 分団 分団長 副分団長 本部班長	富士岡支所 職員 派遣職員	
原里支部 (原里支所)	支所長	消防団第 3 分団 分団長 副分団長 本部班長	原里支所 職員 派遣職員	
玉穂支部 (玉穂支所)	支所長	消防団第 4 分団 分団長 副分団長 本部班長	玉穂支所 職員 派遣職員	
印野支部 (印野支所)	支所長	消防団第 5 分団 分団長 副分団長 本部班長	印野支所 職員 派遣職員	
高根支部 (高根支所)	支所長	消防団第 6 分団 分団長 副分団長 本部班長	高根支所 職員 派遣職員	

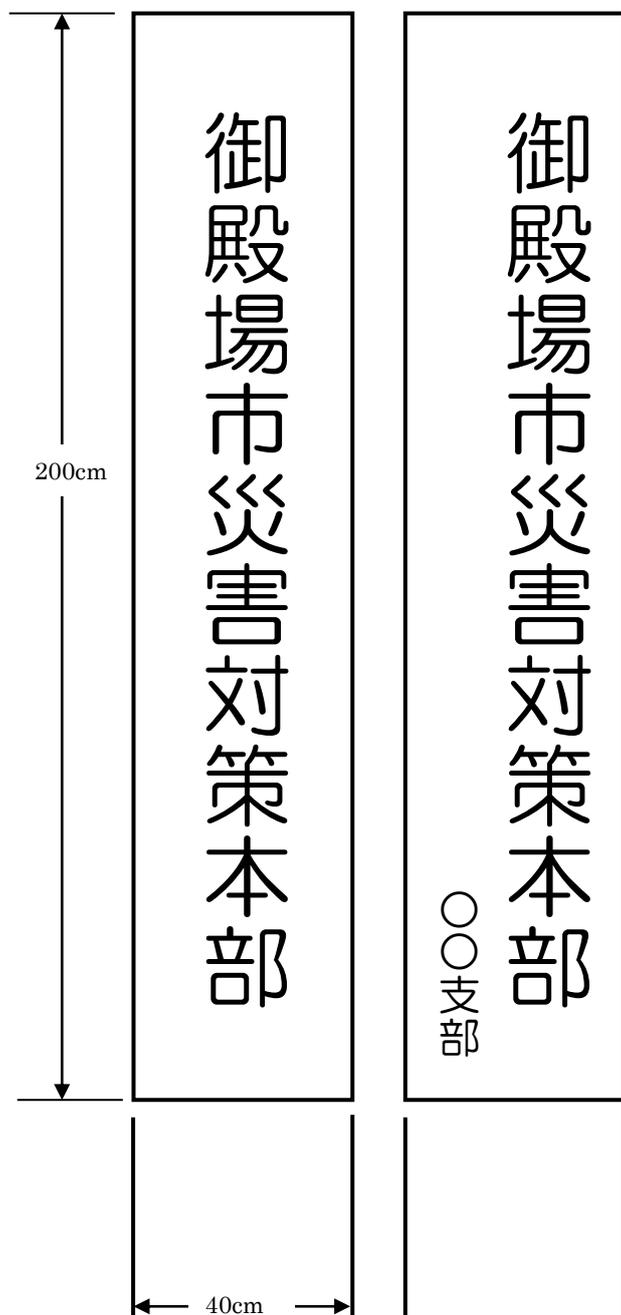
別表 5

## 御殿場市災害対策本部員編成表

本部長	市長
副本部長	副市長
//	副市長
危機管理監	危機管理監
//	教育長
//	消防長
//	企画部長
//	総務部長
//	市民部長
//	健康福祉部長
//	環境部長
//	産業スポーツ部長
//	都市建設部長
//	会計管理者
//	教育部長
//	議会事務局長
//	広域行政組合事務局長

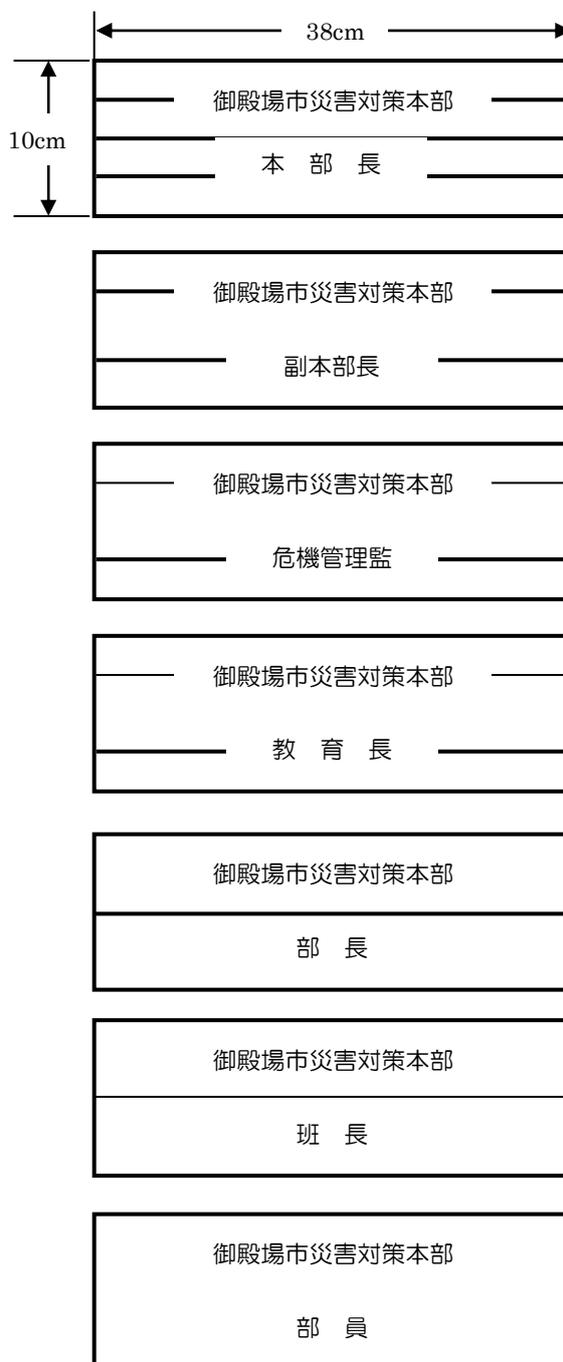
本部標識

トタン白地      文字 黒

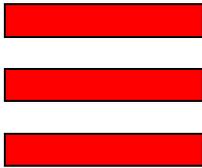
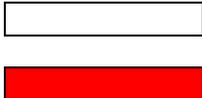


本部員腕章

布地 白  
文字 黒  
線 赤



## 御殿場市及び御殿場市・小山町広域行政組合職員（消防職を除く）の保安帽子

職名	ライン	図解
本部長（市長）	赤ライン1センチ幅 3本	
副本部長（副市長） 及び教育長	赤ライン1センチ幅 2本	
本部員（部長級）	白ライン1センチ幅 1本 赤ライン1.5センチ幅1本	
班長（課長級）	白ライン1センチ幅 1本 赤ライン1センチ幅 1本	
一般職員	白ライン1センチ幅 1本	
臨時職員	ラインなし	

## 災害時等の配備体制とその基準

別表 6

## 1 災害対策本部が設置されていないとき

(1) 災害対策本部が設置されていない状況における対応については、地震及び突発的災害の発生並びに火山活動に異常が認められる場合を除き、危機管理監は水防判定会を招集し、その対応を決定する。

## ア 水防判定会の構成

水防判定会は、危機管理監が掌理し、次の職にある者をもって構成する。

危機管理監は、必要があると認めるときは、関係する課長の出席を求めることができる。

危機管理課	企画部	総務部	都市建設部	教育部	消防本部
危機管理監 危機管理課長	秘書課長 魅力発信課長	総務課長 人事課長	管理維持課長	教育総務課長	警防課長

\* 水防判定会事務局は、危機管理課とする。

## イ 水防判定会招集基準

(ア) 大雨、洪水、暴風、大雪警報が発令されたとき。

(イ) 消防署又は分署の雨量計による雨量観測データが、40mm/1h、100mm/3h、150mm/24hに達したとき。

(ウ) 消防署による積雪観測データが、20cm/12h以上に達したとき。

(エ) 台風の予想進路等で明らかに影響があると予想されるとき。

(オ) 大雨、洪水、暴風、大雪警報の発令が予想されるとき。

## ウ 水防判定会による職員配備体制

危機管理監は、水防判定会の協議に基づき次の対応をとるものとする。

(ア) 各課対応(第1次から第3次までの非常配備体制をとる必要がないと判断した場合)

(イ) 第1次非常配備体制

(ウ) 第2次非常配備体制

(エ) 第3次非常配備体制

(オ) 水防本部の設置

(2) 地震及び突発的災害(航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発事故又は雪崩等が住居地域に影響を及ぼす恐れのある場合)が発生した場合、並びに火山活動に異常が認められる場合は、次の対応をとるものとする。

災害等の状況	出役者
○ 震度4の地震が発生したとき ○ 火山活動が認められたとき 火口周辺警報レベル2(火口周辺規制)	(1) あらかじめ定められた危機管理課職員及び上水道課職員 (2) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員
○ 震度5弱の地震が発生したとき ○ 火山活動に異常が認められたとき 火口周辺警報レベル3(入山規制)	(1) 災害対策本部員、本部室付職員 (2) 危機管理課、秘書課、魅力発信課、総務課、人事課、環境課、道路河川課、管理維持課、上水道課、教育総務課、警防課、支所職員 (3) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員
○ 震度5強以上の地震が発生したとき ○ 火山活動に異常が認められたとき 噴火警報レベル4(避難準備)以上	(1) 災害対策本部員、本部室付職員及び支所職員 (2) 全職員
○ 突然災害が発生したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機の墜落</li> <li>列車の転覆</li> <li>ガス爆発事故</li> <li>雪崩が地域住民に影響を及ぼす恐れがある場合</li> <li>その他の災害</li> </ul>	(1) 災害対策本部員、本部室付職員及び支所職員 (2) 危機管理課、秘書課、魅力発信課、総務課、人事課 (3) 各所属長が必要と認めた数の職員

- \* 本部長が必要と認めた場合は、参集基準にかかわらず必要な職員を参集させる。
- \* 消防団員である職員は、災害時における業務について所属長と協議しあらかじめ決めておくものとする。
- \* 震度5強以上と判断した場合は、連絡の有無にかかわらず全職員参集する。

## 東海地震防災応急対策要員動員計画

東海地震に関連する情報	業務内容	動員区分	本部室構成員	支部長	指名地震防災応急対策要員		指名外地震防災応急対策要員 (左記以外の職員)
			本部長 副本部長 危機管理監 本部員 本部室付班長		本部室付職員	本部各班及び支部地震防災対策要員	
調査情報 (臨時)	情報収集体制	勤務時間内	情報収集・伝達及び連絡が可能な体制を確保する。		通常勤務		
		勤務時間外	情報収集・伝達及び連絡が可能な体制を確保する。 (危機管理課職員は、登庁し県との情報伝達にあたる。)				
注意情報	警戒本部・支部設置準備	勤務時間内	直ちに警戒本部・支部の設置準備を実施する。			通常勤務	
		勤務時間外	連絡により直ちに登庁し、警戒本部・支部の設置準備を実施する。			自宅待機	
予知情報 (警戒宣言)	警戒本部・支部設置	勤務時間内	直ちに配備体制につく。				
		勤務時間外					
備考			出張中等にあって、上記によることが困難な場合は、最寄りの本部(支部)に登庁する等、必要な配備体制につく。				

- \* 指名地震防災応急対策要員－警戒本部が設置されたとき直ちに配備態勢につく要員として、所属長があらかじめ指名した職員
- \* 本部各班及び支部地震防災対策要員－警戒本部の各部の職員のうち、各班の地震防災応急対策を実施するためあらかじめ指名された職員
- \* 指名外地震防災応急対策要員－上記以外の職員

## 2 災害対策本部が設置されたとき

災害対策本部が設置されたときは職員配備体制については、次の対応の内一つをとるものとする。

- (1) 第1次非常配備体制
- (2) 第2次非常配備体制
- (3) 第3次非常配備体制
- (4) 本部長が必要と認める人員

## 3 配備体制

体制	課 名	出 役 者
第1次非常配備体制	危機管理課	全職員
	秘書課	課長
	魅力発信課長	課長、広報・情報発信スタッフ統括及びスタッフの内指名するもの
	総務課	課長
	人事課	課長及び人事研修スタッフ統括
	道路河川課	課長
	管理維持課	課長
	教育総務課	課長
	警防課	消防本部警防課長
第2次非常配備体制	危機管理課	全職員
	秘書課	課長及び秘書スタッフ統括
	魅力発信課	全職員
	総務課	課長及び総務・選挙スタッフ統括
	人事課	全職員
	道路河川課	課長及び工事スタッフ
	管理維持課	課長及び維持スタッフ
	環境課	課長及び環境政策スタッフ統括
	教育総務課	課長及び庶務スタッフ統括
	御殿場地域振興センター及び支所	地区振興スタッフ統括
	各課水防員	各課水防員のうち人事課長の指名する者
	警防課	消防本部警防課長及び消防防災スタッフ統括及び全消防団員の概ね 1/2
第3次非常配備体制	危機管理課	全職員
	秘書課	//
	魅力発信課	//
	総務課	//
	人事課	//
	道路河川課	//
	管理維持課	//
	環境課	//
	教育総務課	//
	御殿場地域振興センター及び支所	地区振興スタッフ統括以下全員
	各課水防員	全水防員
	警防課	消防本部警防課全職員及び全消防団員

※上記以外にも状況により必要な所属職員を招集する場合がある

## 各支部への職員の派遣

支部名	派遣職員	派遣職員	備考
御殿場			
富士岡			
原 里			
玉 穂			
印 野			
高 根			

## \* 派遣職員の行動

震度5弱以上の地震が発生した場合及び風水害等で災害対策本部が設置された場合、派遣先支部へ直接参集し、支部長の指示を受ける。

事前指定派遣職員より多くの職員が必要な場合は、支部長が本部長に要請するものとする。

## \* 毎年3月までに指定する。

## 総括班指名職員の指定

所 属	氏 名	備 考

## \* 指名職員の行動

震度5弱以上の地震が発生した場合及び風水害等で災害対策本部が設置された場合、災害対策本部室付班に参集する。

## \* 毎年3月までに指定する。

## 避難地・避難所への職員の派遣

	施設名称	派遣職員	管理 支部	避難区域
1	御殿場高等学校		御殿場	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2	御殿場小学校			萩原、二枚橋、西田中
3	南中学校			永原
4	御殿場南小学校			森之腰、川島田（稲谷）、新橋（駅周辺）
5	御殿場南高等学校			新橋（駅東）、二の岡
6	鮎沢公民館			鮎沢
7	YMCA 東山荘			東山、二の岡
8	東山青少年広場			東山
9	馬車道公園			湯沢、二枚橋
10	東小学校			御殿場、西田中、深沢、東田中
11	東田中富士見公園			東田中
12	二の岡地区コミュニティ供 用施設			二の岡
13	中央公園			新橋、萩原、西田中、茱萸沢下
14	御殿場愛郷報徳会館			仁杉、北久原
15	竈幼稚園		富士岡	竈、沼田、萩蕪
16	富士岡小学校			中山下、中山上、二子、中清水
17	富士岡中学校			大坂、中山下、風穴
18	神山小学校			神山、高内、尾尻、町屋、富士見原
19	神山地区生涯学習センター			高内、尾尻
20	駒門地区児童厚生体育施設			駒門
21	原里小学校		原 里	保土沢、永塚、北畑、大沢
22	原里中学校			川島田、北畑、大沢、杉名沢、神場
23	森之腰幼稚園			森之腰、川島田
24	原里西幼稚園			板妻
25	朝日小学校			杉名沢、川島田、森之腰、矢崎
26	富士伊豆農協 御殿場地区本部		玉 穂	茱萸沢上、湯沢
27	玉穂第1保育園			茱萸沢下
28	玉穂小学校			中畑北、中畑東、中畑南、茱萸沢下、茱萸沢上
29	中畑西地区コミュニティ供 用施設			中畑西、川柳
30	印野小学校		印 野	印野全地域
31	高根小学校		高 根	塚原、六日市場、美乃和、清後、山之尻、古沢
32	高根第2保育園			柴怒田、上小林、水土野

\* 7は避難所、8、9、11、13は避難地、それ以外は避難地・避難所

\* 派遣職員の行動

震度5強以上の地震が発生した場合、管理支部（若しくは避難所）へ参集し、支部長の指示を受ける。

\* 派遣職員より多くの職員が必要な場合は、支部長が本部長に要請するものとする。

\* 毎年3月までに指定する。

## ○御殿場市地震災害警戒本部条例

昭和 54 年 12 月 18 日

条例第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。)  
第 18 条第 4 項の規定に基づき、御殿場市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等  
に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を  
指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本  
部員」という。)及びその他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 御殿場市を担当区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する者

(2) 静岡県御殿場警察署の署長又はその指名する者

(3) 御殿場市教育委員会教育長

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 御殿場市・小山町広域行政組合管理者が同組合の消防長、消防吏員及び事務局長のうちから  
指名する者

(6) 御殿場市消防団長

(7) 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規  
定する指定地方公共機関の長又はその指名する者

(8) その他市長が特に必要と認めたる者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから  
市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部の設置)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長がこれを指名する。

4 前項の部長に事故あるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから、前項の部長があらかじめ  
指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 15 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 17 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○御殿場市地震災害警戒本部運営要領

## (目的)

第1条 この要領は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条及び御殿場市地震災害警戒本部条例(昭和54年御殿場市条例第50号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、御殿場市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

## (組織及び分掌事務)

第2条 市役所に設置する、警戒本部にその事務を処理するため、別表1に掲げる本部室部及び支部を置く。

2 本部室に、その事務を処理するため、別表2に掲げる班(以下「本部室付各班」という。)を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

3 各部に別表3に掲げる班を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

4 各支部に支部長その他の職員を置き、別表4の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

## (副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときは、御殿場市副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序に関する規則(平成19年規則第5号)第4条に定める順位によりその職務を代理する。また、副本部長に事故があるときは、危機管理監以下各部長が御殿場市部等設置条例(昭和57年御殿場市条例第22号)第1条に定める部の順位によりその職務を代理する。

## (危機管理監)

第3条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部長に代わって本部員及び本部室付班長を指揮し、災害警戒本部の事務を処理する。

## (本部員)

第4条 地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)は、別表5に掲げる職にある者をもって充てる。

2 条例第2条第5項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号の本部員(以下「市職員以外の本部員」という。)は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告する。

3 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整に当たるため、警戒本部に登庁するものとする。ただし、その代理者を警戒本部に派遣することができる。

## (本部室)

第5条 本部室は本部長、副本部長、危機管理監、本部員、本部総括班長、本部秘書班長、本部対応班長、本部動員班長、本部財政班長、本部情報班長、本部広報班長、本部避難所支援班及び本部救援物資班をもって構成する。

2 本部室の構成員は、地震防災対策強化地域判定会(以下「判定会」という。)が招集されたときは、本部室に参集する。

3 本部長は、必要に応じ本部室に市職員以外の参集を求めることができる。

4 本部長は、本部室を主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。

5 危機管理監は、地震防災応急対策の協議について、総合調整にあたる。

## (本部室付各班等)

第6条 本部室付各班は、本部長及び本部室の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。

2 本部員付連絡員は、所属本部と災害対策本部室との連絡、所属本部員の指示及び総括班長からの依頼の対応を行う。

3 本部員付各班及び本部員付連絡員は、別表2に掲げる職員(以下「本部室付職員」という。)をもって構成し、関係部局長があらかじめ定めておくものとする。ただし、本部長は、状況により別表2の定めにかかわらず本部室付職員の構成を変更することができる。

4 前項に定める職員は、判定会が招集されたときは、直ちに本部室に参集する。

## (部長及び班長等)

第7条 本部室付各班に班長を置き、部に部長を、班に班長を置く。

- 2 部長は、別表3の部長欄に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 本部室付各班の班長並びに各部各班の班長は、別表2及び3の班長欄に掲げる職にある者をもって充て、それぞれ部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 各部各班の職員は、前項に定める班長が所管する課の職員をもって充てる。
- 5 支部長は、別表4の支部長欄に掲げる職にある者をもって充て、支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 支部職員は、別表4の支部職員欄に掲げる支所職員及び派遣職員をもって充てる。
- 7 支部員は、別表4の支部員欄に掲げる者をもって充てる。

(配備体制)

- 第8条 本部室の構成員、本部室付職員、支部長並びに各部及び支部の職員のうち地震防災応急対策を実施するための要員としてあらかじめ定められた職員は、判定会が招集されたときは、直ちに登庁するものとする。
- 2 警戒宣言が発令されたときは、本部職員及び支部職員は、直ちにあらかじめ定められた勤務所に登庁するものとする。
  - 3 市職員以外の本部員が登庁し、又は代理者が警戒本部に派遣されたときは、本部室において防災業務に就くものとする。
  - 4 勤務時間外、勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。
  - 5 警戒宣言が発せられた後、本部長、副本部長、危機管理監、部長、支部長及び班長が配備に就くまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(緊急防災対策支援の業務に従事する職員の派遣)

- 第9条 本部長は、判定会が招集されたときは、緊急防災対策支援の業務に従事する職員を必要に応じ支部等に派遣することができる。

(本部員会議等)

- 第10条 本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。
- 2 本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員をもって構成する。
  - 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。
  - 4 本部長は、市の地震防災応急対策について協議するため、部長会議を招集する。
  - 5 危機管理監は、地震防災対策応急対策について各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。
  - 6 班長会議の構成は、協議内容に応じてそのつど危機管理監が定める。
  - 7 支部長は、支部の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて支部会議を招集する。
  - 8 支部会議は、支部長、支部員及び支部職員をもって構成する。

(警戒本部の廃止)

- 第11条 本部長は、法第19条第2項の規定により、警戒宣言が解除されたときは速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

- 2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。

- (1) 県の地震災害警戒本部長
- (2) 本部員又は防災関係機関の長
- (3) 支部長
- (4) 報道関係機関
- (5) その他必要と認める機関

(災害対策本部への引継ぎ)

- 第12条 警戒本部は、地震が発生し、御殿場市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、廃止する。

- 2 前項の場合において、警戒本部は実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、災害対策本部に引き継ぐものとする。
- 3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前項第2項の規定にかかわらず、警戒本部

の廃止の通知は行わないものとする。

(勤務時間外等における職員の措置)

第 13 条 第 8 条第 1 項に定める職員は、警戒本部又は支部の設置の準備に従事し、さらに警戒宣言が発せられたときは、引き続き所定の場所において防災業務を行うものとする。

2 前項に定める職員以外の本部職員及び支部機員の服務については、別に定めるところによる。

(本部員及び職員の心構え)

第 14 条 本部員、本部職員及び支部職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 本部職員及び支部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、警戒本部又は支部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

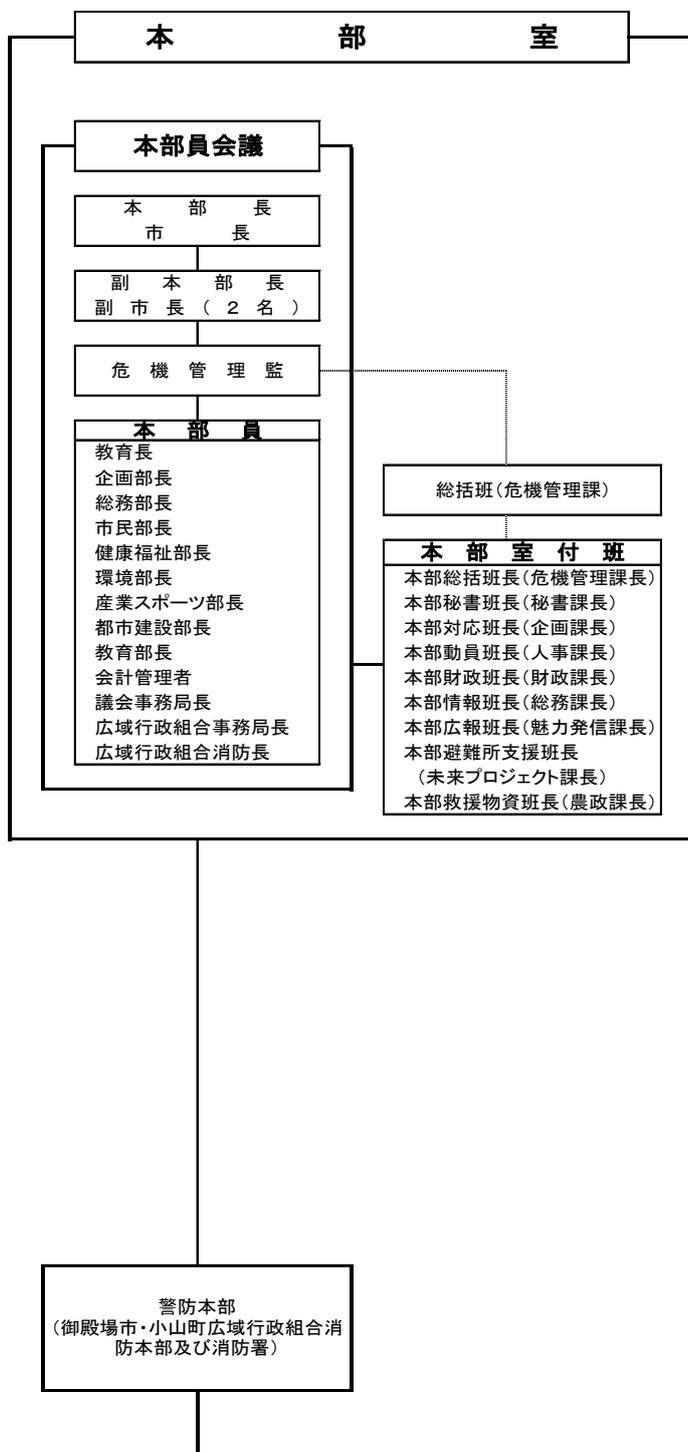
3 本部職員及び支部職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(補則)

第 15 条 前各条に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

御殿場市地震災害警戒本部編成図

別



部	班	担当部署	
企画部	秘書班	秘書課	
	広報班	魅力発信課	
	対応班	企画課	
	情報政策班	情報政策課	
	渉外班	演習場渉外課	
	避難所支援班	未来プロジェクト課	
総務部	総務班	総務課	
	情報班		
	動員班	人事課	
	財政班	財政課	
	管財班	管財課	
	調査記録班	税務課 課税課	
	応援班	監査委員事務局	
市民部	埋火葬班	市民課	
	市民相談班	くらしの安全課	
	交通安全班		
	地域支援班	市民協働課	
	応援班	国保年金課	
健康福祉部	救助班	社会福祉課 長寿福祉課	
	児童福祉班	子育て支援課 保育幼稚園課	
		医療救護班	健康推進課 救急医療課
	環境部	清掃班	環境課
		上水道班	上水道課
下水道班		下水道課	
応援班		国土調査課	
産業スポーツ部	農政班	農政課	
	農林整備班	農林整備課	
	商工観光班	商工振興課 観光交流課	
	応援班	スポーツ交流課	
都市建設部	都市計画班	都市計画課	
	都市整備班	都市整備課	
	建築住宅班	建築住宅課	
	道路河川班	道路河川課 管理維持課	
	応援班	公園緑地課	
会計部	会計班	会計課	
教育部	学校施設班	教育総務課	
	学校教育班	学校教育課	
	社会教育班	社会教育課	
	給食班	学校給食課	
議会部	議会班	議会事務局	
広域行政部	広域庶務班	広域庶務課	
	塵芥処理施設班	広域資源循環課	
	し尿処理施設班	衛生センター	
支部	御殿場支部	御殿場地域振興センター	
	富士岡支部	富士岡支所	
	原里支部	原里支所	
	玉穂支部	玉穂支所	
	印野支部	印野支所	
	高根支部	高根支所	
非常備消防部	消防団	消防団	
常備消防部		消防本部	

御殿場市地震災害警戒本部 本部室付各班事務分掌及び職員構成

班名	班長相当職	事務分掌	構成員等
本部 総括班	危機管理課長	1 警戒本部の運営に関する事。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関する事。 3 支部との連絡調整に関する事。 4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関する事。 5 地域防災無線の統制運用に関する事。 6 市民からの電話対応、情報の収集に関する事。	6名（班長を含む。）及び総括班指名職員
本部 秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	2名（班長含む）
本部 対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関する事。 2 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関する事。	2名（班長含む）
本部 動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整（避難地、各支部への派遣など）に関する事。 ② 職員の健康管理に関する事。	2名（班長含む）
本部 財政班	財政課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関する事。 ② 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関する事。	3名（班長、管財課職員含む）
本部 情報班	総務課長	1 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関する事。	2名（班長含む）
本部 広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への関連情報、その他の情報伝達に関する事。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関する事。 3 同時通報無線の統制運用に関する事。	2名（班長含む）
本部 避難所 支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の開設・運営支援に関する事。 2 協定（福祉）避難所との調整に関する事。 3 避難所の応急危険度判定に関する事。 4 避難所耐応急危険度判定及び施設管理者との調整に関する事	7名（班長並びに社会福祉課、長寿福祉課、建築住宅課及び教育総務課職員含む）
本部 救援物 資班	農政課長	1 支援物資の受入れ及び配分に関する事。 2 備蓄品の再配分・移管に関する事。 3 緊急（物資）輸送の実施に関する事。 4 物資集積所の開設・管理に関する事。	4名（班長並びに商工振興課及び観光交流課職員含む）
本部員 付連絡 員	各本部員	1 所属本部と災害対策本部室との連絡に関する事。 2 その他所属本部員の指示及び総括班長からの依頼に関する事。	各本部員に1名

\* ○は、通常業務と兼ねているもの

\* 各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。

\* 本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。

\* 総括班指名職員は、危機管理課などの勤務経験者とし、年度当初に指名する。災害対策本部が設置された際は、総括班で勤務する。

御殿場市地震災害警戒本部（部及び班）の編成及び事務分掌

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
危機管理課	危機管理監	総括班	危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒本部の運営に関する事。</li> <li>2 国及び県、関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 支部との連絡調整に関する事。</li> <li>4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関する事。</li> <li>5 地域防災無線の統制運用に関する事。</li> <li>6 市民からの電話対応、情報の収集に関する事。</li> </ol>
企画部	企画部長	秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
		広報班	魅力発信課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への関連情報、その他の情報伝達に関する事。</li> <li>② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関する事。</li> <li>③ 同時通報無線の統制運用に関する事。</li> </ol>
		対応班	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関する事。</li> <li>2 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関する事。</li> </ol>
		情報政策班	情報政策課長	① サーバ、LANの管理及び情報ツールの確保に関する事。
		渉外班	演習場 渉外課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 派遣自衛隊との連絡調整、配置状況の取りまとめに関する事。</li> <li>2 ヘリポートの開設に関する事。</li> </ol>
		避難所支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の運営支援に関する事。
総務部	総務部長	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の部に属さないこと。</li> <li>2 部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>
		情報班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関する事。</li> </ol>
		動員班	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員及び調整（避難地、各支部への派遣など）に関する事。</li> <li>② 職員の健康管理に関する事。</li> </ol>
		財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関する事。</li> <li>② 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関する事。</li> </ol>
		管財班	管財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部電話の設置（接続）依頼及び災害優先電話の管理に関する事。</li> <li>2 庁舎自衛消防隊に関する事。</li> <li>3 職員及び来庁者への広報に関する事。</li> </ol>
		調査記録班	税務課長 及び 課税課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害状況の調査に関する事。</li> <li>② 被害者及び家屋の被害調査の準備に関する事。</li> <li>3 被災者台帳の作成準備に関する事。</li> </ol>
		応援班	監査委員 事務局長	1 他の班の応援に関する事。

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
市民部	市民部長	埋火葬班	市民課長	① 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の準備に関すること。 ② 遺体の措置等準備に関すること。
		市民相談班	くらしの安全課長	① 各種相談に関すること。
		交通安全班		① 交通指導員との連絡調整に関すること。 ② 交通情報の収集に関すること。
		地域支援班	市民協働課長	1 国際交流協会との連絡調整に関すること。
		応援班	国保年金課長	1 他の班の応援に関すること。
健康福祉部	健康福祉部長	救助班	社会福祉課長 及び 長寿福祉課長	1 避難者名簿の作成準備に関すること。 2 協定（福祉）避難所との調整に関すること。 3 要配慮者の安否確認及び支援に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
		児童福祉班	子育て支援課長 及び保育幼稚園課長	1 所管施設の児童の避難及び保護者への引渡しに関すること。
		医療救護班	健康推進課長 及び 救急医療課長	1 医療救護班の編成準備に関すること。 2 医療救護所の開設・運営準備に関すること。 3 医療救護所の医薬品等の準備に関すること。 4 収容可能医療機関の把握に関すること。 5 医療薬品及び衛生資材の調達準備に関すること。 6 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、助産師会及び御殿場健康福祉センターとの連絡調整に関すること。 7 医療救護本部の設置準備に関すること。
環境部	環境部長	清掃・衛生班	環境課長	1 処理施設及び処分地の確保に関すること。 2 広域行政部との連絡調整に関すること。 3 一般廃棄物（し尿）処理業者との連絡調整に関すること。 4 仮設トイレの設置に関すること。
		上水道班	上水道課長	1 地震防災応急給水計画に関すること。 2 飲料水の確保対策及び給水活動体制の準備に関すること。 3 上水道水源の確保の準備に関すること。 4 応急復旧作業隊の編成及び出動準備に関すること。 5 指定工事業者との連絡調整に関すること。 6 復旧用及び応急復旧用資材の確保準備に関すること。
		下水道班	下水道課長	1 下水道工事業者との連絡調整に関すること。 2 応急復旧用資機材の調達準備に関すること。
		応援班	国土調査課長	1 他の班の応援に関すること。
産業スポーツ部	産業スポーツ部長	農政班	農政課長	1 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関すること。 2 主食、副食、調味料の調達及びあっせんの準備に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
		農林整備班	農林整備課長	1 農道、農業用施設、林道、治山及び林業関係の被害調査の準備に関すること。 2 森林組合との連絡調整に関すること。

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
産業スポーツ部	産業スポーツ部長	商工観光班	商工振興課長 及び 観光交流課長	1 生活必需品等応急物資の調達及びあっせんの準備に関する事 こと。 2 生鮮食料品等の調達及びあっせんの準備に関する事 こと。 3 商工会等関係団体との連絡調整に関する事 こと。 4 生活関連物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並 びに苦情処理の対策に関する事 こと。 5 帰宅困難者への対応に関する事 こと。
		応援班	スポーツ交流 課長	1 他の班の応援に関する事 こと。
都市建設部	都市建設 部長	都市計画班	都市計画課長	1 部内の連絡調整に関する事 こと。
		都市整備班	都市整備課長	1 施工中の施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事 こと。
		建築住宅班	建築住宅課長	1 応急仮設住宅の建築準備に関する事 こと。 2 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談指導に 関する事 こと。 5 建築士会等関係機関との連絡調整に関する事 こと。 6 応急危険度判定の準備に関する事 こと。
		道路河川班	道路河川課長 及び 管理維持課長	1 応急復旧用土木資機材等の確保準備に関する事 こと。 2 建設業協会との連絡調整、応急復旧隊の編成及び出動準備に 関する事 こと。 3 緊急輸送路、幹線道路の確保に関する事 こと。 4 施工中の施設の地震防災対応対策の実施促進に関する事 こと。
		応援班	公園緑地課長	1 他の班の応援に関する事 こと。
会計部	会計 管理者	会計班	会計課長	1 地震防災応急対策に伴う経費の収支に関する事 こと。
教育部	教育部長	学校施設班	教育総務課長	1 部内の連絡調整に関する事 こと。
		学校教育班	学校教育課長	1 幼稚園児・児童・生徒の避難及び保護者への引渡しに関する 事 こと。 2 休校その他学校等の管理に関する事 こと。 3 幼稚園児・児童・生徒の避難状況の取りまとめに関する事 こと。
		社会教育班	社会教育課長	1 所管施設の利用者に関する事 こと
議会部	議会 事務局長	議会班	議事課長	1 議員との連絡に関する事 こと。 2 議会の調査活動に関する事 こと。
広域行政部	広域 行政組合 事務局長	広域庶務班	庶務課長	1 部内の連絡調整に関する事 こと。 2 市民部、環境部との連絡調整に関する事 こと。 3 小山町（副管理者、総務課）及び広域行政組合議会議員との 連絡調整に関する事 こと。 4 代替施設確保の準備に関する事 こと。
		広域施設班	資源循環課長	1 代替施設確保の準備に関する事 こと
		塵芥処理 施設班	同 上	1 代替施設確保の準備に関する事 こと。
		し尿処理 施設班	衛生センター 所長	1 代替施設確保の準備に関する事 こと。

\* 警防本部の編成及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署警防規程による。

\* ○は、通常業務と兼ねているもの

\* 状況に応じ、輸送班を編成し輸送業務を実施する。

輸送班長は課長職とし、細部の編成・装備については別に示す。

別表 4

## 御殿場市地震災害警戒本部支部の編成及び事務分掌

支部名	支部長	支部員	支部職員	事務分掌
御殿場支部 (御殿場地域 振興センター)	所 長	消防団第 1 分団 分団長 副分団長 本部班長	センター 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事 3 警戒本部との連絡調整に関する事 4 警戒宣言、地震関連情報、その他の情報の 収集・分析及び伝達に関する事 5 支部管内の自主防災組織との連絡調整に 関すること 6 消防指揮本部との連絡調整に関する事 7 避難所の開設準備において地区防災倉庫等 の備蓄品を区への引き渡すときの個数の管理 に関する事 8 その他本部長の特命事項に関する事
富士岡支部 (富士岡支所)	支所長	消防団第 2 分団 分団長 副分団長 本部班長	富士岡支所 職員 派遣職員	
原里支部 (原里支所)	支所長	消防団第 3 分団 分団長 副分団長 本部班長	原里支所 職員 派遣職員	
玉穂支部 (玉穂支所)	支所長	消防団第 4 分団 分団長 副分団長 本部班長	玉穂支所 職員 派遣職員	
印野支部 (印野支所)	支所長	消防団第 5 分団 分団長 副分団長 本部班長	印野支所 職員 派遣職員	
高根支部 (高根支所)	支所長	消防団第 6 分団 分団長 副分団長 本部班長	高根支所 職員 派遣職員	

別表 5

御殿場市地震災害警戒本部員編成表

区 分	職 名	備 考
本 部 長	市長	2条5項4号
副本部長	副市長	4号
〃	副市長	4号
危機管理監	危機管理監	4号
本 部 員	教育長	3号
〃	御殿場市消防団長	6号
〃	御殿場市医師会長	8号
〃	陸上自衛隊富士教導団特科教導隊第3科長	1号
〃	静岡県警察御殿場警察署長	2号
〃	企画部長	4号
〃	総務部長	4号
〃	市民部長	4号
〃	健康福祉部長	4号
〃	環境部長	4号
〃	産業スポーツ部長	4号
〃	都市建設部長	4号
〃	教育部長	4号
〃	会計管理者	4号
〃	議会事務局長	4号
〃	御殿場市・小山町広域行政組合消防長	5号
〃	御殿場市・小山町広域行政組合事務局長	5号
〃	中日本高速道路株式会社東京支社 御殿場保全・サービスセンター所長	7号
〃	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社長	7号
〃	西日本電信電話株式会社静岡支店長	7号

## 東海地震注意情報発令時 本部室付各班事務分掌及び職員構成

東海地震注意情報が発表された場合、地震災害警戒本部及び支部の設置の準備及び地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等を実施する。

班名	班長相当職	事務分掌	構成員等
本部 総括班	危機管理課長	1 警戒本部の設置準備に関する事。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関する事。 3 支部との連絡調整に関する事。 4 情報の一元的管理（収集・伝達）に関する事。 5 地域防災無線の統制運用に関する事。 6 市民からの電話対応に関する事。	6名（班長を含む。）及び総括班指名職員
本部 秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	2名（班長含む）
本部 対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握の準備に関する事。 2 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関する事。	2名（班長含む）
本部 動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整の準備に関する事。	2名（班長含む）
本部 財政班	財政課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関する事。 ② 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保の準備に関する事。	3名（班長、管財課職員含む）
本部 情報班	総務課長	1 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達の準備に関する事。	2名（班長含む）
本部 広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への関連情報、その他の情報伝達の準備に関する事。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関する事。 ③ 同時通報無線の統制運用に関する事。	2名（班長含む）
本部 避難所 支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の開設・運営支援に関する事。 2 協定（福祉）避難所との調整に関する事。 3 避難所の耐震診断に関する事。 4 避難所耐震診断及び施設管理者との調整に関する事	7名（班長並びに社会福祉課、長寿福祉課、建築住宅課及び教育総務課職員含む）
救援 物資班	農政課長	1 支援物資の受入れ及び配分に関する事。 2 備蓄品の再配分移管する事。 3 緊急（物資）輸送の実施に関する事。	4名（班長並びに商工振興課及び観光交流課職員含む）
本部員 付連絡 員	各本部員	1 所属本部と災害対策本部室との連絡に関する事。 2 その他所属本部員の指示及び総括班長からの依頼に関する事。	各本部員に1名

\* ○は、通常業務と兼ねているもの

\* 各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。

\* 本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。

\* 総括班指名職員は、危機管理所管課などの勤務経験者とし、年度当初に指名する。災害対策本部が設置された際は、総括班で勤務する。

## 東海地震注意情報発令時 部及び班の編成及び事務分掌

東海地震注意情報が発表された場合、地震災害警戒本部及び支部の設置の準備及び地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等を実施する。

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
危機管理課	危機管理監	総括班	危機管理課長	1 警戒本部の設置準備に関する事。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関する事。 3 支部との連絡調整に関する事。 4 情報の一元的管理（収集・伝達）に関する事。 5 地域防災無線の統制運用に関する事。 6 市民からの電話対応に関する事。
企画部	企画部長	秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
		広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への関連情報、その他の情報伝達の準備に関する事。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関する事。 ③ 同時通報無線の統制運用に関する事。
		対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握の準備に関する事。 2 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関する事。
		情報政策班	情報政策課長	① サーバ、LANの管理及び情報ツールの確保に関する事。
		渉外班	演習場 渉外課長	1 派遣自衛隊の受入れ準備に関する事。 2 ヘリポートの開設準備に関する事。
		避難所支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の運営支援に関する事。
総務部	総務部長	総務班	総務課長	1 部内の連絡調整に関する事。
		情報班		1 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達の準備に関する事。
		動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整の準備に関する事。
		財政班	財政課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関する事。 ② 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保の準備に関する事。
		管財班	管財課長	1 本部電話の設置（接続）準備及び災害優先電話の準備に関する事。 2 職員及び来庁者への広報に関する事。
		調査記録班	税務課長 及び 課税課長	※ 通常業務
		応援班	監査委員 事務局長	1 他の班の応援に関する事。
市民部	市民部長	埋火葬班	市民課長	※ 通常業務
		市民相談班	くらしの安全 課長	① 各種相談に関する事。
		交通安全班		① 交通指導員との連絡調整に関する事。 ② 交通情報の収集に関する事。
		地域支援班	市民協働課長	1 国際交流協会との連絡調整に関する事。
		応援班	国保年金課長	1 他の班の応援に関する事。

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
健康福祉部	健康福祉部長	救助班	社会福祉課長 及び 長寿福祉課長	1 災害救助法の適用準備に関する事 2 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 3 部内の連絡調整に関する事。
		児童福祉班	子育て支援課長 及び保育幼稚園課長	1 児童福祉施設の児童の避難及び保護者への引渡しに関する事 2 児童福祉施設の児童の避難の把握に関する事。
		医療救護班	健康推進課長 及び 救急医療課長	1 医療救護班の編成の準備に関する事。 2 医療救護所の開設の準備に関する事。 3 医療薬品及び衛生資材の調達の準備に関する事。 4 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、助産師会及び医療機関、御殿場健康福祉センターとの連絡調整に関する事。
環境部	環境部長	清掃・衛生班	環境課長	1 処理施設及び処分地の確保の準備に関する事。 2 広域行政部との連絡調整に関する事。 3 一般廃棄物（し尿）処理業者との連絡調整に関する事。
		下水道班	下水道課長	1 下水道工事業者との連絡調整に関する事。 2 応急復旧用資機材の調達準備に関する事。
		上水道班	上水道課長	1 地震防災応急給水計画の実施準備に関する事。 2 飲料水の確保対策及び給水活動体制の準備に関する事。 3 上水道水源の確保の準備に関する事。 4 応急復旧作業隊の編成の準備に関する事。 5 指定工事業者との連絡調整に関する事。 6 復旧用及び応急復旧用資材の確保準備に関する事。
		応援班	国土調査課長	1 他の班の応援に関する事。
産業スポーツ部	産業スポーツ部長	農政班	農政課長	1 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関する事。 2 主食、副食、調味料の調達の準備に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
		農林整備班	農林整備課長	1 森林組合との連絡調整に関する事。
		商工観光班	商工振興課長 及び 観光交流課長	1 生活必需品等応急物資の調達及びあっせんの準備に関する事。 2 生鮮食料品等の調達及びあっせんの準備に関する事。 3 商工会等関係団体との連絡調整に関する事。
		応援班	スポーツ交流課長	1 他の班の応援に関する事。

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
都市建設部	都市建設部長	都市計画班	都市計画課長	1 部内の連絡調整に関する事。
		都市整備班	都市整備課長	※ 通常業務
		建築住宅班	建築住宅課長	1 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談指導の準備に関する事。 2 建築士会等関係機関との連絡調整に関する事。 3 応急危険度判定の実施準備に関する事。
		道路河川班	道路河川課長 及び 管理維持課長	1 応急復旧用土木資機材等の確保の準備に関する事。 2 建設業協会との連絡調整、応急復旧隊の編成の準備に関する事。 3 緊急輸送路、幹線道路の確保の準備に関する事。
		応援班	公園緑地課長	1 他の班の応援に関する事。
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	1 地震防災応急対策に伴う経費の収支の準備に関する事。
教育部	教育部長	学校施設班	教育総務課長	1 部内の連絡調整に関する事。
		学校教育班	学校教育課長	1 幼稚園児・児童・生徒の避難及び保護者への引渡しに関する事。 2 休校その他学校等の管理に関する事。 3 幼稚園児・児童・生徒の避難状況の取りまとめに関する事。
		社会教育班	社会教育課長	1 所管施設の利用者に関する事
		給食班	学校給食課長	1 食料の調達の準備に関する事。 2 職員の給食の準備に関する事。
議会部	議会事務局長	議会班	議事課長	1 議員との連絡に関する事。
広域行政部	広域行政組合事務局長	広域庶務班	庶務課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 市民部、環境部との連絡調整に関する事。 3 小山町（副管理者、総務課）及び広域行政組合議会議員との連絡調整に関する事。 4 代替施設確保の準備に関する事。
		塵芥処理施設班	同上	1 代替施設確保の準備に関する事。
		し尿処理施設班	衛生センター所長	1 代替施設確保の準備に関する事。

\* 警防本部の編成及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署警防規程による。

\* ○は、通常業務と兼ねているもの

## 東海地震注意情報発令時 支部の編成及び事務分掌

支部名	支部長	支部員	支部職員	事務分掌
御殿場支部 (御殿場地域 振興センター)	所 長	消防団第 1 分団 分団長 副分団長 本部班長	センター 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事 2 市長からの命令指示等の伝達に関する事 3 総括班との連絡調整に関する事 4 注意情報、地震関連情報、その他の情報の 収集・分析及び伝達に関する事 5 支部管内の自主防災組織との連絡調整に 関すること 6 消防指揮本部との連絡調整に関する事 7 避難所の開設準備において地区防災倉庫等 の備蓄品を区への引き渡すときの個数の管理 に関する事 8 その他市町の特命事項に関する事
富士岡支部 (富士岡支所)	支所長	消防団第 2 分団 分団長 副分団長 本部班長	富士岡支所 職員 派遣職員	
原里支部 (原里支所)	支所長	消防団第 3 分団 分団長 副分団長 本部班長	原里支所 職員 派遣職員	
玉穂支部 (玉穂支所)	支所長	消防団第 4 分団 分団長 副分団長 本部班長	玉穂支所 職員 派遣職員	
印野支部 (印野支所)	支所長	消防団第 5 分団 分団長 副分団長 本部班長	印野支所 職員 派遣職員	
高根支部 (高根支所)	支所長	消防団第 6 分団 分団長 副分団長 本部班長	高根支所 職員 派遣職員	

## 消防力の状況

## 消防職員配置状況

(令和4年4月1日現在)

所属別	現在数
消防本部	
消防長	1
管理課	6
予防課	9
警防課	5
通信指令課	11
御殿場消防署	57
富士岡分署	14
西分署	14
(小山消防署)	(27)
(須走分署)	(14)
合計	158

消防本部・消防署配置車両  
(小山消防署、須走分署分は除く)

車両種別	台数
指令車	1
広報車	2
査察車	1
指揮車	1
消防ポンプ自動車	1
水槽付消防ホシツ自動車	3
化学消防ホシツ自動車	1
はしご付消防ホシツ自動車	1
小型動力ホシツ付水槽車	1
救助工作車	1
救急自動車	5
後方支援車	1
バイク	0
その他の車両	5

## 消防団配置

(令和4年4月1日現在)

名称	部名	人員	所在地
御殿場市消防団本部	(15人)	30	東田中
	女性部(15人)		
第1分団 (御殿場) (分団本部2人) 92人 うち機能別6人	第1部	10	御殿場
	第2部	10	深沢
	第3部	16(3)	新橋
	第4部	14	湯沢
	第5部	16	二枚橋
	第6部	14(3)	仁杉
	第7部	10	東山
第2分団 (富士岡) (分団本部2人) 51人 うち機能別4人	第1部	11	中山
	第2部	11	竈
	第3部	10(2)	大坂
	第4部	7(2)	駒門
	第5部	10	神山
第3分団 (原里) (分団本部2人) 55人 うち機能別8人	第1部	16(2)	森の腰
	第2部	11(1)	神場
	第3部	10(2)	板妻
	第4部	7(1)	保土沢
	第5部	9(2)	大沢
第4分団 (玉穂) (分団本部2人) 38人 うち機能別0人	第1部	13	中畑
	第2部	10	茱萸沢
	第3部	13	滝ヶ原
第5分団 (印野) (分団本部2人) 36人	第1部	24	時之栖
	第2部	10	印野
第6分団 (高根) (分団本部2人) 54人 うち機能別5人	第1部	15(2)	塚原
	第2部	15	古沢
	第3部	11(2)	上小林
	第4部	11(1)	美乃和
合計	26部	356人 (うち機能別23人)	

